

審議会等への女性委員登用に係る取組方針(案)

寝屋川市 人・ふれあい部 人権文化課

目次

1	はじめに	1 ページ
2	目的	2 ページ
3	対象	2 ページ
4	目標	2 ページ
5	審議会等の所管課(室)等の責務	3 ページ
6	具体的な方策(ポジティブ・アクションの推進)	3 ページ
	(1) 審議会等の所管課(室)等によるポジティブ・アクション	
	(2) 人権文化課によるポジティブ・アクション	

審議会等への女性委員登用に係る取組方針

1 はじめに

現在、本市においては、「第五次寝屋川市総合計画（以下、「第五次総合計画」という。）」及び「第4期ねやがわ男女共同参画プラン（以下、「第4期男女共同参画プラン」という。）」、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針（以下、「審議会等に関する指針」という。）」において、平成32年度までに女性委員の登用率を30%以上とする目標等を設定し、女性委員の積極的な登用促進を図ってきました。

具体的には、関係所管課において年1回、審議会等の開催状況調査をする際に、「審議会等に関する指針」を添付するとともに女性委員の数が30%未満の審議会については、理由及び今後の方針について回答を得てきました。また、男女共同参画推進本部幹事・実務担当者合同会議においては、毎年女性委員の人材に関しての情報提供も行ってきました。

その結果、全審議会等における女性委員の登用率の平均値において、平成29年4月1日現在の数値は25.6%であり、女性委員のいない審議会等の割合は、8.7%となりました。特に、女性委員のいない審議会等の割合については、「第4期男女共同参画プラン」策定時に比べ、15.3ポイント減少しており、これまでの取組が功を奏していると言えます。

しかしながら、「市の政策・方針決定過程や社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考え方を反映し、男女がともに活躍できる社会」を実現するためには、更に取組を強化することが求められます。

今後、平成32年度策定予定の次期ねやがわ男女共同参画プランに向けても女性委員の登用率向上については、より実効性のある取組の推進が必要であり、“ポジティブ・アクション”に取り組むことが重要であるという認識に基づき、「審議会等への女性委員登用に係る取組方針（以下、「本取組方針」という。）」を策定し、女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある取組を積極的に推進します。

※ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)とは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

2 目的

本取組方針は、社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が対等な構成員として参画し、意見や考えを反映し、男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、目標を達成するために必要となる具体的な方策（“ポジティブ・アクション”の推進）等を定め、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することを目的とします。

また、本取組方針は、単に審議会（本市の政策・方針を決定するための機関）等への女性委員の登用自体を目的とするのではなく、「男女が一人ひとりの人権を尊重しながら、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指す」には、人材としての女性の活躍が不可欠であり、そのために政策・方針決定過程への女性の参画の促進を目指すものです。平成 29 年度末において、「第五次総合計画」及び「第 4 期男女共同参画プラン」の各計画、並びに「審議会等に関する指針」に掲げる数値目標を達成できていない現状を踏まえ、審議会等への女性委員の登用率向上に向けた実効性のある取組を示し、目標達成につなげるものです。

3 対象

本取組方針が対象とする「審議会等」とは、「寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年 12 月 19 日条例第 27 号）に規定する附属機関及び協議会等並びに法律に規定する審議会及び協議会等を指すもの」とします。

4 目標

本取組方針の目標は、「第 4 期ねやがわ男女共同参画プラン」に掲げる、審議会等への女性委員の登用比率における達成すべき目標等によるもの」とします。

- (1) 審議会等への女性委員の割合は、平成 32 年度までに 30%以上とし、すでに 30%以上の審議会等においては、さらなる数値の向上に努めます。
- (2) 女性委員がない審議会等の解消を図ります。

5 審議会等の所管課(室)等の責務

審議会等の所管課(室)等の長は、委員の選任にあたり、本取組方針を踏まえ、目標値達成に向けて所管する審議会等への女性委員の積極的な登用に取り組まなければならないものとしします。

6 具体的な方策(ポジティブ・アクションの推進)

審議会等の所管課(室)等の長は、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、女性の登用が進まない原因に応じて、次に掲げる方策を講じて、女性委員の登用促進を図るものとしします。

ただし、審議会等の性格その他やむを得ない事由により、方策を講じることが困難な場合は、それぞれの事由に応じて、可能な限り女性の登用促進に努めるものとしします。

(1) 審議会等の所管課(室)等によるポジティブ・アクション

ア 学識経験者の委員選考

学識経験者を選考する際は、肩書きや職種にこだわることなく、広く人材を求め、積極的に女性の登用を図るものとしします。

イ 市の裁量が限定されている審議会等への対応

審議会等の規則や要綱等における委員規定について、「団体の長」等の幹部役員に限定せず、一般の女性構成員が参画できるよう、可能な限り規則や要綱等の見直しに努めるものとしします。

法定されている場合を除き、市の裁量で、専門職種を設定できる場合には、現に女性が就いている職種に振り替えるなど、女性が登用されるように努めるものとしします。

ウ 関係機関・関係団体等への委員派遣の要請

団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、関係機関及び団体等に委員派遣を要請する際には当該団体の代表者や長に限定せず、当該団体に在籍する女性の中から委員を派遣いただけるよう、団体に要請し、理解を求めるものとしします。

構成員に比較的女性が多く在籍する関係機関及び団体等に対しては、他の団体に優先して委員派遣を要請するように努めるものとしします。

エ 市民委員の公募のあり方

市民委員の公募に際し、目標値（平成 32 年度末までに 30% 以上）を達成していない審議会等については、できる限り積極的な女性委員の登用に努めるものとします。

(2) 人権文化課によるポジティブ・アクション

ア ヒアリング等の実施

人権文化課長は、他の課（室）等が新たに審議会等を設置し、委員を委嘱する場合及び目標を達成していない審議会等の所管課（室）等に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとします。

イ 人材情報の提供

人権文化課長は、各所管課（室）等の長に対し、大阪府男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）が提供する「女性委員・講師情報提供サービス」を活用するなど、女性委員候補となる人材情報を、男女共同参画推進本部幹事会等において毎年提供するものとします。

ウ 女性リーダーの育成・発掘

地域で活躍する女性リーダーを発掘するとともに、その育成・支援に取り組むことに努めるものとします。

エ 男女共同参画意識の高揚

男女共同参画に関する認識を深め、その意識の高揚を図るため、地域、職場、学校などにおいて、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。

オ 審議会等への女性委員の登用状況の公表

人権文化課長は、審議会等への女性委員の登用状況について、毎年、寝屋川市男女共同参画審議会等に報告するとともに、これを市ホームページ等で公表し、目標達成に向けて、実効性のある取組を行うものとします。